

令和4年第3回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和4年第3回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和4年3月24日（木）午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
 署名委員
 署名委員
- 3 会期の決定 令和4年3月24日（木） 日間
- 4 教育長報告
- 5 各課報告
 ① 学務課
 ② 社会教育・体育課
- 6 付議案件
 議案第1号 おいらせ町外国語指導助手の任用について
 議案第2号 おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
 議案第3号 おいらせ町奨学生選考委員会委員の委嘱について
 議案第4号 おいらせ町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
 議案第5号 おいらせ町地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について
 議案第6号 おいらせ町大会出場補助金交付要綱の制定について
 議案第7号 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画事後評価の公表について
- 7 協議事項
- 8 報告案件
 報告第1号 令和4年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について
 報告第2号 おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について
 報告第3号 令和4年度以降の成人式の在り方について
 報告第4号 令和4年第1回おいらせ町議会定例会報告について
- 9 そ の 他

教育委員会定例会 3月教育長報告

令和4年3月24日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	火	庁議 生徒指導連絡協議会
2	水	一般質問調整会議
3	木	教委コロナ打合せ 学校事務共同実施会議 養護教諭部会
4	金	
5	土	教育委員会表彰式
6	日	
7	月	教委打合せ 答弁書ヒアリング
8	火	議会開会（議案審議）
9	水	議会（一般質問・議案審議）
10	木	議会（議案審議・特別委員会） 教委コロナ打合せ
11	金	議会（特別委員会・議案審議・閉会）
12	土	
13	日	
14	月	教委打合せ 公民館運営審議会
15	火	下田中卒業式 校長会
16	水	放課後子どもプラン運営委員会
17	木	教委コロナ打合せ 社会教育委員会議
18	金	木内々小卒業式 図書館協議会 いちょうマラソン実行委員会 教委コロナ打合せ コロナ本部会議
19	土	下田小卒業式
20	日	
21	月	
22	火	教委打合せ 寄附受領
23	水	木ノ下小卒業式
24	木	教委コロナ打合せ 教育委員会定例会
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	教委打合せ 町長訓示 叙位伝達
29	火	
30	水	
31	木	退職辞令交付式 教委コロナ打合せ

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

3月・4月行事予定及び報告事項

< 3月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
15日	火	町立3中学校卒業式	各校
18日	金	木内々・甲洋小学校卒業式	各校
19日	土	下田小学校卒業式	下田小学校
23日	水	木ノ下・百石小学校卒業式	各校
24日	木	教育委員会定例会	分庁舎

< 4月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
7日	木	町立小・中学校入学式	各校
12日	火	校長会	みなくる館
26日	火	教頭会	分庁舎
28日	木	教育委員会定例会	分庁舎

3月・4月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

3 月	行 事 名	場 所
5日（土）	教育委員会表彰授与式(文化)	東公民館
14日（月）	公民館運営審議会	北公民館
16日（水）	放課後子どもプラン運営委員会 子ども会育成連合会理事会	東公民館 中央公民館
17日（木）	文化協会三役会 社会教育委員会議	分庁舎 みなくる館
18日（金）	図書館協議会	みなくる館

4 月	行 事 名	場 所
16日（土）	文化協会定例総会 子ども会育成連合会総会	みなくる館 中央公民館
中旬以降	青少年育成町民会議理事会 連合婦人会総会	東公民館 東公民館

その他の事項(事務連絡等)

3月・4月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

3 月	行 事 名	場 所
5日 (土)	教育委員会表彰授与式(スポーツ)	東公民館
14日 (月)	スポーツ協会三役会	分庁舎
18日 (金)	いちょうマラソン大会実行委員会	分庁舎

4 月	行 事 名	場 所
13日 (水)	スポーツ少年団定例総会	みなくる館
14日 (木)	スポーツ協会定例総会	みなくる館

その他の事項(事務連絡等)

議案第 1 号

おいらせ町外国語指導助手の任用について

おいらせ町外国語指導助手（ALT）について、おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）に基づき、次のとおり任用する。

氏名	性別	生年月日	令和4年度任用期間	備考
クロフォード・カシーミー	男	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和4年7月29日まで	4年目 後半任期
ジョング・エリック	男	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和4年7月28日まで	3年目 後半任期
ジョンソン・イバン・グセフ	男	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和4年7月31日まで	1年目 後半任期

令和4年3月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

外国語指導助手の任期満了に伴い、任期を更新するため提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

令和4年度のおいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第12号）に基づき、別紙のとおり委嘱する。

令和4年3月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

令和4年度の町内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するため提案するものである。

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

1 氏名等

職名	区分	氏名	性別	生年月日	住所	担当校
学校医	内科医	渡邊 珠夫 (下田診療所)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小、木内々小 下田中、木ノ下中
学校医	内科医	石田 正実 (石田温泉病院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小、百石小 甲洋小、百石中
学校歯科医	歯科医	木村 英敏 (木村歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木内々小、百石小 甲洋小
学校歯科医	歯科医	昆 麻子 (昆歯科医院)	女	[REDACTED]	[REDACTED]	下田中 百石中
学校歯科医	歯科医	後村 誠 (あとむら歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小 木ノ下中
学校歯科医	歯科医	目時 亨 (めとき歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小
学校薬剤師	薬剤師	小池 智彦	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下中
学校薬剤師	薬剤師	嶋脇 博子	女	[REDACTED]	[REDACTED]	木内々小 甲洋小
学校薬剤師	薬剤師	立花 央士	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小 百石中
学校薬剤師	薬剤師	藤田 泰子	女	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小
学校薬剤師	薬剤師	石村 恒一	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田中
学校薬剤師	薬剤師	田中 栄	女	[REDACTED]	[REDACTED]	百石小

※ 委嘱する学校校薬剤師は、八戸市学校薬剤師会所属の薬剤師になります。

2 委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

議案第 3 号

おいらせ町奨学生選考委員会委員の委嘱について

おいらせ町奨学生選考委員会委員について、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成27年おいらせ町条例第31号)に基づき、次のとおり委嘱する。

選任区分	氏 名	住 所	委嘱期間	備 考
町社会福祉協議会構成員	橋本 芳則	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	理事(副会長) 継続
町校長会構成員	直町 成二	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	下田中学校長
町民生児童委員 協議会構成員	笛川 徳松	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	会長 継続
町青少年育成町民会議構成員	小笠原 牧子	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	副会長
学識経験者	中村 淳悦	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	継続
学識経験者	沢頭 光雄	[REDACTED]	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	継続

令和4年3月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案するものである。

議案第 4 号

おいらせ町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

おいらせ町教育委員会告示式規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第1号）
の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和4年3月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

町の押印及び署名見直しに伴い、おいらせ町公告式条例（平成18年おいらせ町条例第3号）に準拠した規定に改めるため提案するものである。

おいらせ町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

おいらせ町教育委員会公告式規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会規則」の次に「(以下「規則」という。)」を加え、「規則等」を「規程」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(規則の公布)

第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育長が署名しなければならない。

2 規則の公布は、おいらせ町告示式条例（平成18年おいらせ町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行う。

(規程の公表)

第3条 規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入して教育長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

第4条中「規則等」を「規則又は規程」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

おいらせ町地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について

おいらせ町地域学校協働活動推進事業実施要綱を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 24 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進する地域学校協働活動推進事業実施要綱を定めるため提案するものである。

おいらせ町地域学校協働活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進する地域学校協働活動推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校の教育活動等を通じた地域人材の参画による学校支援活動
- (2) 放課後等に地域住民の参画による体験・交流・学習といった多様な活動を行う放課後子ども教室
- (3) 地域住民と児童の交流による地域コミュニティ活動
- (4) 地域住民等の協力による児童の安全確保及び環境整備に係る活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める活動

(放課後子ども教室の対象者)

第3条 対象者は、町内の小学校に在学する児童とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、対象者を変更することができる。

(放課後子ども教室の実施場所)

第4条 町内各小学校及び公民館で行う。ただし、教育長が認めるときは、その他の施設等で行うことができる。

(地域学校協働活動推進員)

第5号 中学校区毎に地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を配置する。

ただし、同一の推進員が複数の中学校区を担当することを妨げない。

2 推進員は、地域において社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校や地域の状況に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- (2) 学校や地域、企業・各種団体等の関係者との連絡・調整
- (3) 地域ボランティアの募集・確保
- (4) 放課後子ども教室の総合的な調整
- (5) その他、事業の推進に必要な活動

4 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(協働活動支援員)

第6条 放課後子ども教室に協働活動支援員（以下「支援員」という。）を配置する。

ただし、地域の実情や活動内容を踏まえ、支援員の人数を設定することができる。

2 支援員は、地域の信頼できる者のうちから、教育長が委嘱する。

3 支援員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 体験・交流・学習等のプログラムの企画・実施に関すること。
- (2) 保護者、地域ボランティア等との連絡調整に関すること。

4 支援員は、推進員と兼務することができる。

5 支援員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(協働活動サポーター)

第7条 放課後子ども教室に協働活動サポーター（以下「サポーター」という。）を配置する。ただし、地域の実情や活動内容を踏まえ、サポーターの人数を設定することができる。

- 2 サポーターは、地域の信頼できる者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 サポーターは、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 参加する児童の安全管理に関すること。
 - (2) 保護者、地域ボランティア等との連絡調整に関すること。
- 4 サポーターの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(謝金)

第8条 推進員等に対する謝金は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において支給する。

(守秘義務)

第9条 推進員等は、職務上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
(おいらせ町放課後子ども教室推進事業実施要綱の廃止)
- 2 おいらせ町放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成29年教育委員会告示第4号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

種別	支給区分	金額
地域学校協働活動推進員	1時間	1,040円
協働活動支援員	1時間	1,040円
協働活動サポーター	1時間	940円

議案第 6 号

おいらせ町大会出場補助金交付要綱の制定について

おいらせ町大会出場補助金交付要綱を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 24 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町のスポーツ又は文化の振興発展を図るため、各種大会に出場する個人又は団体の支援を目的とする補助金を制定するために提案するものである。

おいらせ町大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、おいらせ町のスポーツ又は文化の振興発展を図るため、各種大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則(平成18年おいらせ町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるものほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 町内の小学校児童及び中学校生徒の部活動が大会に出場する事業(以下「小中学校部活動大会出場事業」という。)
- (2) 前号に規定する大会以外の小学校児童及び中学校生徒のスポーツ少年団活動、クラブ活動等が大会に出場する事業(以下「スポーツ少年団等大会出場事業」という。)
- (3) 18歳以上の成人が大会に出場する事業(以下「スポーツ大会出場事業」という。)
- (4) 青森県民体育大会及び北奥羽総合体育大会に出場する事業(以下「県民体育大会等出場事業」という。)

(補助対象経費等)

- 第3条 前条の補助対象事業に対し交付する補助金の目的、補助対象者、補助対象経費及び補助額(以下「補助対象経費等」という。)は、次の表に定めるところによる。

補助対象事業	補助対象経費等
(1) 小中学校部活動大会出場事業	別表第1
(2) スポーツ少年団等大会出場事業	別表第2
(3) スポーツ大会出場事業	別表第3
(4) 県民体育大会等出場事業	別表第4

2 補助額は、協議により打切りとすることができます。

3 協議は、必ず事前協議とする。

(補助金交付の限度)

- 第4条 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において3回を限度とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された学校教育の一環として開催される大会を除く。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとするときは、補助対象大会の終了後、大会出場補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象大会に関する開催要項またはこれに相当する書類
- (2) 補助対象大会の出場者名簿
- (3) 補助対象大会の出場要件となる予選会を経たことまたは推薦及び選抜された

ことを確認できる書類（様式第2号をもって替えることができる）

2 規則第3条第1項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象大会終了報告書（様式第3号）
- (2) 補助対象経費に該当する領収書の写し
- (3) 大会に出場した結果が分かる書類
（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、大会出場補助金交付決定通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、大会出場補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第8条 町長は、補助対象大会の開催地が遠方の場合または補助対象経費が高額となる場合は、規則第13条の規定により概算払いとすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受ける場合の手続きは、規則の例によるものとする。

（書類の整備等）

第9条 補助対象者は、補助対象大会に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象大会が終了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) おいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第21号）

(2) おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金（令和3年おいらせ町教育委員会告示第17号）

(3) おいらせ町社会体育事業における選手派遣費補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第31号）

(4) 県民体育大会出場補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第28号）

(5) 北奥羽総合体育大会出場補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第22号）

（経過措置）

3 この告示の際現にこの告示による改正前のおいらせ町中体連等大会出場補助金交付要綱、おいらせ町スポーツ少年団等大会出場補助金交付要綱及びおいらせ町社会体育事業における選手派遣費補助金交付要綱、県民体育大会出場補助金交付要綱、北

奥羽総合体育大会出場補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	小中学校部活動大会出場事業								
補助目的	学校教育の一環として、おいたせ町立小中学校の児童生徒が各学校を代表して大会に参加するための経費を補助し、保護者の負担軽減並びに教育効果の向上を図ることを目的とする。								
補助対象となる大会	(1) 中学校体育連盟が主催又は共催する県大会以上の大会 (2) 吹奏楽連盟が主催又は共催する県大会以上の大会 (3) 前2号の連盟に準じた団体が主催又は共催する大会で、町長が適当と認める県大会以上の大会 (4) 前3号に該当しない団体が主催又は共催する大会で、町長が適当と認める県大会以上の大会については、別表第2の補助率を適用するものとする。								
補助対象の基準	(1) 予選会において県大会出場資格を得た個人又は団体 (2) 教育委員会が認める団体から推薦又は選抜を経て出場する個人又は団体								
補助対象者	(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内小中学校に在籍する児童生徒とし、団体競技にあっては、大会規定による補欠選手を含むものとする。 (2) 当該大会に参加する指導者に対する補助対象範囲は、代表指導者1人、引率者1人とする。 (3) 補助金の申請に関する手続は、補助対象者が在籍する当該学校長が行うことができるものとし、補助金は学校長へ交付するものとする。								
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>補助対象経費の算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td> <td>(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による学校から開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとする。 (2) 宿泊に要した経費の実費相当額とし、1人1泊につき7,000円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>自動車燃料等</td> <td>(1) 町保有バス又は公用自動車(以下「町有バス等」という。)を使用した場合の燃料代実費相当額 (2) 町有バス等が使用できず、やむを得ず自家用車を使用する場合の燃料代は、1台あたり3,</td> </tr> </tbody> </table>	科目	補助対象経費の算定基準	交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による学校から開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。	宿泊費	(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとする。 (2) 宿泊に要した経費の実費相当額とし、1人1泊につき7,000円を上限とする。	自動車燃料等	(1) 町保有バス又は公用自動車(以下「町有バス等」という。)を使用した場合の燃料代実費相当額 (2) 町有バス等が使用できず、やむを得ず自家用車を使用する場合の燃料代は、1台あたり3,
科目	補助対象経費の算定基準								
交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による学校から開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。								
宿泊費	(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとする。 (2) 宿泊に要した経費の実費相当額とし、1人1泊につき7,000円を上限とする。								
自動車燃料等	(1) 町保有バス又は公用自動車(以下「町有バス等」という。)を使用した場合の燃料代実費相当額 (2) 町有バス等が使用できず、やむを得ず自家用車を使用する場合の燃料代は、1台あたり3,								

		000円とする。ただし、近隣地域（八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡又は上北郡）においては、1台あたり1,500円とする。 (3) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算する。
通信運搬費		補助対象者が開催場所まで運搬することが困難な用具の運搬費
使用料及び賃借料		(1) 大会の出場に要するバス借上料の実費相当額 (町有バス等又は公共交通機関が利用できない場合に限る。) (2) 宿泊先から開催場所までのタクシー借上料の実費相当額（公共交通機関が利用できない場合に限る。） (3) 町有バス等を使用した場合の有料道路使用料の実費相当額
負担金		大会の主催者が定める参加料又は入場料（補助対象者分に限る。）
補助額又は補助率		補助対象経費の10割
備考		(1) 県からの旅費が支給される教職員分は、補助対象外とする。 (2) 町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。

備考 別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	スポーツ少年団等大会出場事業	
補助目的	おいらせ町に住所を有する小学校児童又は中学校生徒が所属するスポーツ少年団又はクラブ（以下「スポーツ少年団等」という。）活動において、大会に参加するための経費を補助し、保護者の負担軽減並びにスポーツ活動の発展に寄与することを目的とする。	
補助対象となる大会	(1) 国又は地方公共団体が主催又は共催する県大会以上の大会 (2) 日本スポーツ協会及びスポーツ少年団、その加盟団体が主催又は共催する県大会以上の大会 (3) 前号に準じた団体が主催又は共催する県大会以上の大会	
補助対象の基準	(1) 予選会において県大会出場資格を得た個人又は団体 (2) 予選会において教育委員会が認める団体から、推薦又は選抜を経て出場する個人又は団体	
補助対象者	(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、町内に住所を有する児童生徒とし、団体競技にあっては、大会規定による補欠選手を含むものとする。 (2) 当該大会に参加する指導者に対する補助対象範囲は、町内に住所を有する代表指導者1人とする。 (3) 補助金の申請に関する手続は、補助対象者が所属するスポーツ少年団等の代表者が行うことができるものとする。	
補助対象経費	科目	補助対象経費の算定基準
	交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催会場までの往復料金とする。 (2) 公共交通機関の始発に乗車しても大会規定で定める日程に間に合わない場合については、町長が合理的と認める代替交通手段の実費相当額とする。
	宿泊費	(1) 補助対象期間は、大会の開会式から大会に出場する日までとする。ただし、前泊については、公共交通機関の始発に乗車しても大会の受付時間に間に合わない場合について補助するものとする。 (2) 宿泊に要した経費の実費相当額とし、1人1泊につき7,000円を上限とする。
	自動車燃料等	(1) 町保有バス又は公用自動車（以下「町有バス等」という。）を使用した場合の燃料代実費相当額 (2) 町有バス等が使用できず、やむを得ず自家用車を使用する場合の燃料代は、1台あたり3,000円とする。ただし、近隣地域（八戸市、三沢市、十和田市、三戸郡又は上北郡）においては、1台あたり1,500円とする。

	(3) 前号にあたっては、1台あたり4人乗車として換算する。
通信運搬費	補助対象者が開催場所まで運搬することが困難な用具の運搬費
使用料及び賃借料	(1) 大会の出場に要するバス借上料の実費相当額（町有バス等又は公共交通機関が利用できない場合に限る。） (2) 宿泊先から開催場所までのタクシー借上料の実費相当額（公共交通機関が利用できない場合に限る。） (3) 町有バス等を使用した場合の有料道路使用料の実費相当額
負担金	大会の主催者が定める参加料又は入場料（補助対象者分に限る。）
補助額又は補助率	補助額は、大会の種別に応じ次の補助率を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。 (1) 県大会は、補助対象経費の5割とする。 (2) 東北大会は、補助対象経費の6割とする。 (3) 全国大会は、補助対象経費の7割とする。
備考	町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。

備考 別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

別表第3（第4条関係）

補助対象事業	スポーツ大会出場事業	
補助目的	町を代表して大会に参加するための経費を補助し、町のスポーツ普及振興と競技力向上を図ることを目的とする。	
補助対象となる大会	(1) 国又は地方公共団体が主催又は共催する東北大会以上の大会 (2) 日本スポーツ協会又はその加盟団体が主催又は共催する東北大会以上の大会 (3) 前号に準じた団体が主催又は共催する東北大会以上の大会 (4) 前3号に掲げた大会に出場する場合であっても、部活動の一環として出場する場合は補助対象外とする。	
補助対象の基準	(1) 予選会において東北大会以上の出場資格を得た個人又は団体 (2) 予選会においてスポーツ競技団体からの推薦を受けて出場する個人又は団体	
補助対象者	(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、おいらせ町に住所を有する成人（大会出場時点で18歳以上であること。）とする。 (2) 選手（補欠を含む。）並びに監督及びコーチは、競技事項に定めるエントリーの範囲とする。	
補助対象経費	科目	補助対象経費の算定基準
	交通費	(1) 公共交通機関を利用した最も経済的な経路による開催会場までの往復料金とする。 (2) 一つの大会につき1往復とし、下田駅から各競技会場最寄り駅までの運賃、急行料金（片道50km以上）及び特別急行料金（片道100km以上又は盛岡市）の往復分とする。ただし、電車等の公共交通機関の利用が困難な場合は、事前協議により積算基準を決定する（新幹線のグリーン料金、航空運賃を除く。） (3) 自家用車、貸切バスを使用する場合は、燃料費は補助対象外とし、下田百石インターチェンジ又は三沢十和田下田インターチェンジから各競技会場地の最寄りのインターチェンジまでの高速道路通行料金を対象とする。
	宿泊費	(1) 補助対象期間は、大会に出場する日までとする。 (2) 1人1泊につき7,000円を上限とする。
	負担金	大会の主催者が定める参加料（プログラム代を除く。）
補助額又は補助率	補助額は、次の補助率を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。 (1) 補助対象経費の5割とする。 (2) 東北大会出場にあっては、20,000円を上限とする。	

	(3) 全国大会出場にあっては、50,000円を上限とする。
備考	町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。

備考 別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

別表第4（第4条関係）

補助対象事業	県民体育大会等出場事業														
補助目的	おいらせ町に住所を有する者で、青森県民体育大会又は北奥羽総合体育大会出場者の経費の一部を補助し、大会出場者の育成及び技術の向上を図ることを目的とする。														
補助対象となる大会	(1) 青森県民体育大会 (2) 北奥羽総合体育大会														
補助対象者	(1) 当該大会に参加する選手に対する補助対象範囲は、おいらせ町に住所を有する成人（大会出場時点で18歳以上であること。）とする。 (2) 選手（補欠を含む。）並びに監督及びコーチは、競技事項に定めるエントリーの範囲とする。 (3) おいらせ町スポーツ協会役員に対する補助対象範囲は、当該協会の会長、副会長、理事長及び副理事長とする。														
補助対象経費	<table border="1"> <tr> <td>科目</td> <td>補助対象経費の算定基準</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>競技会場が、上北・三八地域以外の場合は、1人1泊につき7,000円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>事務用品、紙代</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td>(1) お茶、弁当代等の食糧費とする。 (2) 1人につき600円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>郵便料金、切手、はがき代</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>(1) 車両借上料は、試合会場が上北・三八地域開催の場合は、車1台につき2,000円を上限とする。その他の地域以外の場合は、車1台につき3,000円を上限とする。 (2) 車両借上料の算定にあたっては、車1台につき4人乗車換算とする。 (3) 有料道路通行料及び駐車場使用料については、実費相当額とする。</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>(1) 上北郡予選大会参加料 (2) 県民体育大会負担金 (3) 県民体育大会参加料 (4) その他大会参加に必要な経費で町長が認めるもの</td> </tr> </table>	科目	補助対象経費の算定基準	宿泊費	競技会場が、上北・三八地域以外の場合は、1人1泊につき7,000円を上限とする。	消耗品費	事務用品、紙代	食糧費	(1) お茶、弁当代等の食糧費とする。 (2) 1人につき600円を上限とする。	通信運搬費	郵便料金、切手、はがき代	使用料及び賃借料	(1) 車両借上料は、試合会場が上北・三八地域開催の場合は、車1台につき2,000円を上限とする。その他の地域以外の場合は、車1台につき3,000円を上限とする。 (2) 車両借上料の算定にあたっては、車1台につき4人乗車換算とする。 (3) 有料道路通行料及び駐車場使用料については、実費相当額とする。	負担金	(1) 上北郡予選大会参加料 (2) 県民体育大会負担金 (3) 県民体育大会参加料 (4) その他大会参加に必要な経費で町長が認めるもの
科目	補助対象経費の算定基準														
宿泊費	競技会場が、上北・三八地域以外の場合は、1人1泊につき7,000円を上限とする。														
消耗品費	事務用品、紙代														
食糧費	(1) お茶、弁当代等の食糧費とする。 (2) 1人につき600円を上限とする。														
通信運搬費	郵便料金、切手、はがき代														
使用料及び賃借料	(1) 車両借上料は、試合会場が上北・三八地域開催の場合は、車1台につき2,000円を上限とする。その他の地域以外の場合は、車1台につき3,000円を上限とする。 (2) 車両借上料の算定にあたっては、車1台につき4人乗車換算とする。 (3) 有料道路通行料及び駐車場使用料については、実費相当額とする。														
負担金	(1) 上北郡予選大会参加料 (2) 県民体育大会負担金 (3) 県民体育大会参加料 (4) その他大会参加に必要な経費で町長が認めるもの														
補助額又は補助率	補助対象経費の10割とする。														
備考	町以外の団体からの補助金、寄附を受けた場合は、補助対象経費から差し引いた額を経費とする。														

備考 別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

おいらせ町長 様

住 所
(所在地)

団体名

代表者名



年度大会出場補助金交付申請書

次のとおり補助対象大会に出場したので、おいらせ町大会出場補助金交付要綱の規定に基づき、
関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名 大会出場補助事業
大会名 ()

2 補 助 金 名 大会出場補助金

3 申 請 額 円

4 関 係 書 類
(1) 補助対象大会終了報告書
(2) 大会に関する開催要項またはこれに相当する書類
(3) 大会出場者名簿
(4) 補助対象経費に該当する領収書の写し
(5) 大会に出場した結果が分かる書類の写し
(6) 大会に出場する要件となる予選会を経たこと又は推薦及び選抜
されたことを確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

推薦・選抜証明書

1 被証明者に関する事項

氏名・団体名	
生年月日（団体の場合は不要）	
住所	
競技種目	
所属団体	

2 推薦・選抜に関する事項

種類	推薦 ・ 選抜
区分	上北郡 ・ 青森県 ・ 東北 ・ その他（ ）
選考方法	※内容の分かる資料を添付してください。
推薦・選抜期間	
出場する大会名	
備考	

上記の大会に推薦または選抜として出場することを証明します。

年 月 日

住所

機関名

記入上の注意事項

- 1 この証明書は推薦または選抜を行っている機関が証明するものです。
- 2 証明された場合でも内容によっては補助対象外になることがあります。

補助対象大会終了報告書

- 1 大会名
- 2 大会会場
- 3 開催年月日
- 4 大会の概要
- 5 経費内訳書

(1) 収入

【単位：円】

区分	収入額	収入の明細
自己負担額		
補助金額	おいらせ町	
	国	
	県	
	小計	
その他		
	小計	
合計		

(2) 支出

【単位：円】

事業区分	科目	支出額	支出済額の財源内訳			支出の明細
			自己負担	補助金	その他	
合計						

様式第4号（第6条関係）

お教社第
号
年 月 日

様

おいらせ町長

年度大会出場補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大会出場補助事業（以下「補助事業」という。）については、下記のとおり交付することを決定したので、おいらせ町大会出場補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金額 円

(2) 交付方法 精算払とします。

2 交付条件 補助事業の内容、内容別の経費、補助金の配分額及び補助率は、申請書記載のとおりとします。

様式第5号(第7条関係)

大会出場補助金請求書

年 月 日

おいらせ町長 様

住 所
(所在地) _____

団体名 _____

代表者名 _____

年 月 日付けお教社第 号で通知のあった大会出場補助金として、
おいらせ町大会出場補助金交付要綱の規定により請求します。

1 補 助 金 名 大会出場補助金

大会名 ()

2 請 求 額 円

3 振 返 先

金融機関名	
支店名	
種別	
口座番号	
(ふりがな) 口座名義

議案第 7 号

学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画事後評価の公表について

学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画における事後評価を別紙のとおり公表することについて、学校施設環境改善交付要綱（平成23年4月1日23文科施第3号）第8の規程により、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月24日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

令和2年度から令和3年度までに実施した学校施設環境改善交付要綱に基づく施設整備計画の目標の達成状況等について、評価を行い公表するため提案するものである。

学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画事後評価

1 施設整備計画の名称

おいらせ町公立学校等施設整備計画

2 計画期間

令和元年度～令和2年度（2年間）

3 事後評価

(1) 実施時期 令和4年3月24日 教育委員会

令和4年3月31日 評価結果決定（予定）

(2) 評価方法 当町教育委員会内において、施設整備計画の事後評価を事業完了後に実施し、その結果を町のホームページにて公表する。

4 総合的な所見

施設整備計画の目標は、達成できた。

今後は、空調設備の整備や老朽化対策工事等を効率的・効果的に進め、安全で快適な教育環境を提供する。

5 各目標の達成状況

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

【目標の達成状況】 **目標を達成した** / 達成できなかった

【所見】木ノ下小学校の体育館の防災機能強化事業（天井材及び天井器具の落下防止工事の耐震化）について、計画どおり実施できた。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 **目標を達成した** / 達成できなかった

【所見】小学校4校のトイレの洋式化改修事業について計画どおり実施できた。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

6 改築後の危険建物等のとりこわし状況

7 事業ごとの実施状況

学校等の名称 目標	事業区分	整備方針				(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	(備考 (改築事業は、旧施設の どりこわし時期を明記)
		事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)		
木ノ下小学校	(2) 36	防災機能強化	屋校	-	R2.3～R3.2	R3.2.28	
百石小学校	(4) 07	大規模改修(トイレ)	校校	-	R3.3～R3.10	R3.10.30	
甲洋小学校	(4) 07	大規模改修(トイレ)	校校	-	R3.3～R3.10	R3.10.30	
下田小学校	(4) 07	大規模改修(トイレ)	校校	-	R3.3～R3.10	R3.10.30	
木内々小学校	(4) 07	大規模改修(トイレ)	校校	-	R3.3～R3.10	R3.10.30	

報告第 1 号

令和4年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和4年度においらせ町教育委員会において任用する会計年度任用職員を報告する。

1 フルタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	学芸員	村井 啓美

2 パートタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課	一般事務	高原 由美子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	坂井田 慶子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	岡林 淳子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	小笠原 牧子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	高山 環奈
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	堀川 静香
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	前川 幸枝
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	泉 美歌子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	柏崎 美津子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	赤石 香織
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	大柳 育代
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	岩見 牧子
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	馬場 泉
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	杉若 貴久
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	佐々木 桃子
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	望月 美紀
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	福原 知子
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	苦米地 郁子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	円子 智恵子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	小林 早佳
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	前嶋 かえで
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	水木 恵一
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	向中野 仁
学務課 下田中学校	教育相談支援員	坂井田 裕子
学務課 百石中学校	教育相談支援員	三浦 智子
学務課指導室 みなくる館	教育相談員	柏崎 久美子
学務課指導室 みなくる館	教育相談員	鈴木 夏江

3 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

報告第 2 号

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例については、令和3年第11回おいらせ町教育委員会において承認をいただき、令和3年第4回おいらせ町議会定例会に提案いたしましたが否決とされておりました。

去る3月8日開会の令和4年第1回おいらせ町議会定例会に下記のとおり一部変更したものを3月11日に追加提案し、可決されたことを報告する。

記

1 改正内容について

附則で定める失効期限	平成34年3月31日を3年間延長から4年間に変更
変更前の改正案	令和7年3月31日
変更後の改正案	令和8年3月31日

2 事業継続について

令和4年4月以降も令和3年度と同様に学校給食費無料化を継続していくものです。

報告第 3 号

令和4年度以降の成人式の在り方について

令和4年4月から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、令和4年度以降の成人式の開催方針について、別紙のとおり報告する。

令和4年度以降の成人式の開催方針

1 経緯

平成30年6月、民法の一部を改正する法律により、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることとなる。

この改正の背景には、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な判断への参加が進められてきた。このような流れを踏まえ、民法においても18歳以上を成人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになった。

なお、成人式については、法律で定められているわけではなく、対象年齢や成人式の在り方については、各自治体の判断となる。したがって、必然的に成人式の対象年齢が18歳に引き下げられるわけではない。

2 方針

令和4年度以降の成人式の在り方について、次のとおりとする。

- (1) 対象年齢：従来どおり、当該年度中に20歳に達する者とする。
- (2) 名称：「二十歳（はたち）」の名称をいれる等、他市町村の例を参考に決定する。
- (3) 開催月日：従来どおり、成人の日の前日とする。
- (4) 開催内容：従来どおり、式典及び記念撮影、祝賀会を基本とし、祝賀会の際は、百石高校食物調理科の料理提供をお願いし、継続していく。
この方針を基に町長が決定する。

3 成人式の対象年齢を20歳とする理由

- (1) 18歳は受験や就職活動があり、将来に関わる大切な時期と重なるため、新成人や保護者に負担がかかる。
- (2) 飲酒や喫煙などは20歳のままで、すべての法定年齢が引き下げられないため、法律上の制限がなくなる20歳時に改めて成人との自覚を促す。
- (3) 地元の百石高校2学年113名を対象に「成人式に関するアンケート調査」を実施した結果、別添参考資料のとおり8割の生徒が20歳行うのがよいという回答であった。また、国などが実施したアンケートや近隣市町村の状況からも、20歳での成人式実施意向が多かった。

4 今後の周知方法について

広報おいらせ及び町ホームページに掲載し、町民に広く周知していく。

報告第 4 号

令和4年第1回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和4年第1回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係分）について報告する。

1 会期

令和4年3月8日（火）～11日（金） 4日間

2 一般質問事項

● 学務課

(1) 給食費無料化について

● 社会教育・体育課

(2) 令和4年度以降の成人式開催について

3 提出議案（予算関係を除く）

(1) おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について

・ 採決（無記名投票） 賛成多数により可決

4 一般会計補正予算

● 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
教育総務費	教育委員会費	726	△195	531
	事務局費	215,282	△8,828	206,454
小学校費	学校管理費	107,355	3,144	110,499
	教育振興費	24,838	△476	24,362
中学校費	学校建設費	17,208	△2,060	15,148
	学校管理費	76,821	△2,723	74,098
保健体育費	教育振興費	14,852	74	14,926
	学校建設費	73,761	△10,703	63,058
学校給食運営費	271,909	3,901	275,810	
計	802,752	△17,866	784,886	

※ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

● 社会教育・体育課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
社会教育費	社会教育総務費	85,107	△1,395	83,712
	公民館費	29,493	74	29,567
	みなくる館費	2,600	△49	2,551
	図書館費	107	0	107
	大山将棋記念館費	2,264	△1,561	703
	文化財保護費	16,727	△169	16,558
	埋蔵文化財発掘調査費	7,799	△231	7,568
	みなくる館等施設費	66,780	0	66,780
保健体育費	保健体育総務費	30,549	△2,556	27,993
	体育施設費	66,160	△457	65,703
	計	307,586	△6,344	301,242

※ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

5 令和4年度一般会計当初予算

● 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
教育総務費	教育委員会費	724	726	△2
	事務局費	186,267	169,945	16,322
小学校費	学校管理費	96,724	99,905	△3,181
	教育振興費	30,054	24,838	5,216
	学校建設費	470,116	65,617	404,499
中学校費	学校管理費	59,797	72,610	△12,813
	教育振興費	9,946	14,806	△4,860
	学校建設費	55,077	73,152	△18,075
保健体育費	学校給食運営費	265,071	268,384	△3,313
	計	1,173,776	789,983	383,793

(主なもの)

- ・ 特別支援教育教育支援員の配置（小・中学校 計22人）
- ・ 教育相談支援員の配置（中学校各1名 計3名）
- ・ 教育相談員の配置（2名）
- ・ 外国語指導助手（ALT）の配置（3名）
- ・ 小学校受電設備改修工事費（5校分） 200,893千円
- ・ 中学校受電設備改修工事費（3校分） 55,077千円
- ・ 小学校空調設備整備工事費（5校分） 262,229千円

● 社会教育・体育課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
社会教育費	社会教育総務費	77,390	90,570	△13,180
	公民館費	40,351	29,042	11,309
	みなくる館費	2,600	2,600	0
	図書館費	535	107	428
	大山将棋記念館費	2,264	2,264	0
	文化財保護費	16,305	16,638	△333
	埋蔵文化財発掘調査費	6,876	7,716	△840
保健体育費	みなくる館等施設費	67,373	66,780	593
	保健体育総務費	34,150	32,559	1,591
	体育施設費	57,691	61,518	△3,827
計		305,535	309,794	△4,259

(主なもの)

- ・ 中央公民館空調機器設置工事費 5,136 千円
- ・ 東公民館受電設備監修工事 6,198 千円

6 令和4年度奨学資金貸付事業特別会計当初予算

● 学務課（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	18,114	17,914	200

- ・ 奨学資金貸付金 16,560 千円
- 貸付予定者数 新規 19 名、継続 19 名、計 38 名

7 その他質問（答弁）事項等

※ 兩課長口頭説明